

# 第1回「京都府新たな移住に関する条例検討委員会」

## 次 第

日時：令和2年10月13日（火）9時00分～11時00分  
於：Zoomビデオウェビナー（京都府庁1号館3階会議室）

### 1 挨拶

### 2 議事

（1）座長選出

（2）現行条例について

（3）新たな条例の考え方について

（4）その他

### 3 次回の開催について

# 第1回「京都府新たな移住に関する条例検討委員会」

## 出席者名簿

### ■委員

氏名	団体・所属等	職名
小畠 英明	一般社団法人 京都経営者協会(日新電機株式会社)	会長(代表取締役会長)
黒坂 則子	同志社大学法学部	教授
鈴木 博之	株式会社国際電気通信基礎技術研究所(ATR)	代表取締役専務
田中 大貴	d:matcha	代表取締役
田村 篤史	京都移住計画	代表
辻田 素子	龍谷大学経済学部現代経済学科	教授
中川 正樹	株式会社丹後王国ブルワリー	代表取締役
山極 寿一	京都大学	前総長

※五十音順

### ■京都府

氏名	職名	備考
山下 晃正	副知事	
本永 治彦	企画調整理事	
西村 嘉高	企画参事(北部担当)	
田村 匠	農村振興課長	
田淵 功	経営支援・担い手育成課長	

# 座長選出

## 新たな条例の考え方（案）

### 1 目的

地域に関わりを持つ又は持とうとする者と地域が協力することにより、一人ひとりの夢や希望が実現できる地域づくりを行い、地域活性化を図ることを目的とする。

### 2 各事業主体の役割

府………移住の促進及び地域が関係人口と協力して行う地域活性化に関する施策を総合的に策定するとともに、移住の促進及び地域が関係人口と協力して行う地域活性化を促進するため、地域の実情に即した移住・定住に関する施策を実施する府内市町村と連携して取組を支援

府民………地域のあり方について関心と理解を深めるとともに、府及び市町村が実施する施策に協力

移住促進及び地域の活性化に関する取組を行う団体…地域の受入れ体制を整えるとともに、関係人口と協力して地域活性化を図る

### 3 内容

#### (1) 対象

①新たに定住人口に分類される者

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（府の区域内に住所を定めるものに限る）する者

②関係人口に分類される者

「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者

③交流人口に分類される者で、上記①②に近接する者

観光者等の一時的、短期滞在者のうち、上記①②に近接する者

#### (2) 地域に関わりを持つ又は持とうとする者と地域が協力して地域の活性化に取り組む区域（仮称：活性化区域）

知事は、市町村長の申出に基づき、上記目的による地域の活性化を図るための特別な対策を講じる必要があると認められる地域について指定

#### (3) 空家等の登録

税の軽減、補助金の交付、金利に係る負担の軽減等の支援措置の対象となる空家等（廃止した公共施設、サテライトオフィス含む）の登録について規定

#### (4) 活性化区域において府が実施する措置

##### ① 不動産取得税の軽減

登録空家等不動産の取得に係る不動産取得税の税率を通常の2分の1に軽減

##### ② 補助金の交付

空家改修等に必要な経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付

③ 金利負担の軽減

登録空家等の取得・改修に必要な資金の調達に係る金利負担を軽減

(5) その他

# 対象の考え方について

資料2

- ① 新たに定住人口に分類される者  
　　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入(府の区域内に住所を定めるものに限る)する者

- ② 関係人口に分類される者  
　　「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者

訪問系	直接寄与型	産業の創出、地域づくりプロジェクトの企画・運営、協力、地域づくり・ボランティア活動への参加等
就労型		地域においてテレワーク及び副業の実施、地元企業等における労働、農林水産業への従事
参加・交流型		地域の人との交流やイベント、体験プログラム等に参加
趣味・消費型		地縁・血縁先以外で、地域での飲食や趣味活動等を実施(他の活動をしていない)
非訪問系	リモートワーク型	都市部においてテレワーク及び副業の実施
	資金提供型	ふるさと納税、クラウドファンディング

- ③ 交流人口に分類される者  
　　観光者等の一時的、短期滞在者、長期滞在者  
(例) 観光、通勤・通学、買い物等の生活行動により地域を訪れる者  
　　地縁・血縁先が当該地域にある者(不動産の所持も含む)

- ④ 上記①②③以外の者  
(例) 当該地域に関わりがない者

# 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（移住促進条例）の概要について

平成28年4月  
農林水産部

## 1 制定の理由

人口の減少に伴い増加する空家及び耕作放棄地の活用が良好な地域社会の維持及び形成を図る上で重要であり、適切な管理が行われていない空家が地域住民の居住環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、府等の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、税の軽減、補助金の交付、金利に係る負担の軽減等の支援措置及び空家の適切な管理等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、市町村、関係機関等と連携して、空家及び耕作放棄地その他の農地の活用による移住の促進並びに地域住民の居住環境の保全に関する施策の推進を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 2 制定の内容

### (1) 府の責務（第3条関係）

府は、空家の活用及び農地の活用による移住の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、施策の策定及び実施に当たっては、府民、市町村、国及び関係機関等と連携し、及び協働して取り組むものとした。

### (2) 府民の役割（第4条関係）

府民は、空家及び耕作放棄地の活用が良好な地域社会の維持及び形成を図る上で重要なことについて関心と理解を深めるよう努めるとともに、府の移住の促進に関する施策に協力するよう努めるものとした。

### (3) 移住促進特別区域の指定（第5条関係）

知事は、空家及び農地の活用による移住の促進及び地域の活性化を図るための特別な対策を講じる必要があると認められる地域について、市町村長の申出に基づき、「移住促進特別区域」（以下「特別区域」という。）として指定することができることとした。

### (4) 特別区域内の空家所有者の責務（第6条～第8条、第27条関係）

#### ① 移住促進の施策への協力義務（第6条関係）

特別区域内の空家所有者に対し、府等が行う空家の活用による移住の促進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。

#### ② 空家を適切に管理する義務（第6条関係）

特別区域内の空家所有者に対し、移住促進の取組を阻害することができないよう、空家を適切に管理しなければならないこととした。

#### ③ 空家の活用に関する指導又は助言（第7条関係）

特別区域の空家所有者による賃貸、譲渡等を通じた空家の活用が地域の活性化に寄与すると市町村長が認める場合、市町村長の要請を受けて、当該空家の所有者に対し、市町村の空家バンクへの登録等空家の活用に関し必要な指導・助言を行うことができることとした。

#### ④ 居住環境の保全を図るための措置（第8条、第27条関係）

知事は、特別区域内の特定状態（雑草の繁茂等により著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他地域住民の居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態）にある空家の所有者に対し、雑草の除去その他の地域住民の居住環境の保全を図るために必要な措置を講じるよう、指導・助言、勧告、命令、過料（5万円以下）の措置を行うことができることとした。

（いざれも市町村長の要請を受けて行うこととし、勧告に当たっては、あらかじめ、京都府空家農地一体活用等審査会の意見を聞くものとした。）

#### （5）空家及び農地の登録（第9条、第10条）

税の軽減、補助金の交付、金利に係る負担の軽減等の支援措置の対象となる空家及び農地の登録について規定することとした。

#### （6）特別区域内において府が実施する施策

##### ① 不動産取得税の軽減（第11条～第13条、第18条～第21条関係）

登録空家及び登録農地の取得に係る不動産取得税の税率を通常の2分の1に軽減することとした。

##### ＜移住者（個人）＞

- ・ 特別区域内において、移住者が登録空家に移住をする場合

##### ＜事業者（法人等）（空家農地一体活用事業）＞（第14条～第17条関係）

- ・ 特別区域の活性化に資する空家及び農地を一体として活用する事業に関する計画を知事に提出し、認定を受けた事業者が、認定を受けた計画に基づく事業を実施するために登録空家及び登録農地を取得する場合

なお、事業者の計画の認定に当たっては、あらかじめ、京都府空家農地一体活用等審査会の意見を聽かなければならないこととした。

##### ② 補助金の交付（第22条関係）

登録空家及び登録農地の活用による移住の促進を図るため、空家改修等に必要な経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することとした。

##### ③ 金利負担の軽減（第22条関係）

登録空家の取得・改修及び登録農地の取得に必要な資金の調達に係る金利負担を軽減するための措置を講じることとした。

#### （7）京都府空家農地一体活用等審査会（第24条関係）

この条例に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、京都府空家農地一体活用等審査会を設置することとした。

#### 3 施行期日

平成28年4月1日

ただし、第8条及び第27条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（※ 平成28年9月24日）

#### 4 失効日

平成33年3月31日

## 条例の主な成果について

資料4

条例の内容	主な成果(○)と課題(●) (H28～R1)
移住促進特別区域の指定 (第5条関係)	○15市町村99地区 (H28:49地区、H29:20地区、H30:11地区、R1:19地区)
空家及び農地の登録 (第9～10条関係)	○登録空家数602件 内マッチング成立230件 (H28～R1) ○登録農地数1件 (H28～R1)
不動産取得税の軽減 (第11～13条関係)	○35件 (H28～R1)
空家農地一体活用事業 (第14～17条関係)	○実績なし
移住者金利負担軽減事業 (第22条関係)	○実績なし
補助金の交付 (第22条関係)	<住まい> ・移住促進住宅整備(移住者等による空家改修) 158件 (H28～R1) ・空家流動化促進(家財撤去) 155件 (H28～R1) ・市町村による住宅整備(市町村営住宅等) 6件 (H29～R1) ・企業等による住宅整備(職員寮等) 5件 (H29～R1)  <仕事・就農> ・移住者起業支援 8件 (H29～R1) ・耕作放棄地再生・営農条件整備支援 2件 (H30～R1)  <受入体制> ・地域受入体制整備 5件 (H28～R1)  <移住支援> ・移住支援金(首都圏からの移転経費補助) 7件 (H28～R1) など
情報の提供等 (第23条関係)	○移住相談窓口の設置 相談件数(市町村窓口を含む) (②1,824件、②2,395件、②4,506件、②4,916件、①5,434件) ○移住者数(②288人、②326人、②552人、②658人、①604人)

## 「移住・定住」について新たに概念を幅広く捉え直す主な理由

IT技術の進展・働き方改革	「移住」、「二地域居住」、「テレワーク」等の垣根が低くなっている。
ライフスタイルや経済活動に対する価値観が大きく変化	在宅勤務(テレワーク)、非接触型ビジネスの進展、サブスクライブのような不特定多数にサービスを提供し定量的な収入を得るビジネスの出現
複数の拠点を移り住みながら仕事をするという価値観の広がり	「固定したところに住んで働く」という価値観に加え、「複数の拠点を移り住みながら仕事をする」ということが広がりつつある。
新たな「移住・定住」の概念からの地方創生の取組が必要	地域づくり・まちづくりに、外部の人材を上手に活用し定着させ、如何に地域活性化につなげるか。
「京都モデル」の構築・発信が肝要	「京都」は日本の縮図で、ここでの移住・定住の取り組みが、全国のひな型となる。

## 新たな条例の考え方(案) 対照表

資料5

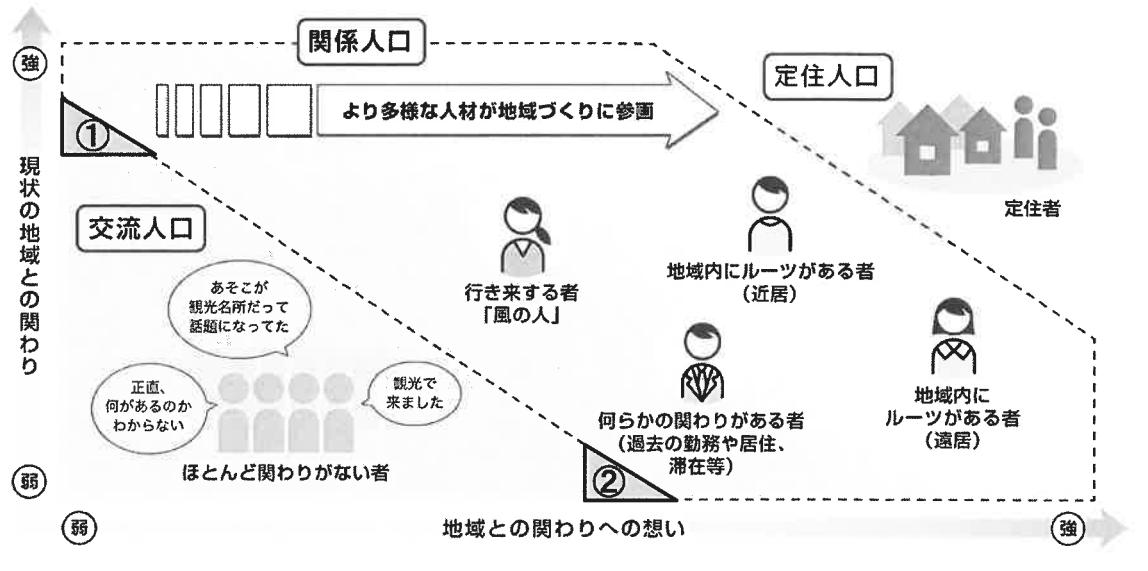
	現行条例	新たな条例(案)
目的	空家及び農地の活用による移住促進・地域住民の居住環境の保全に対する施策推進により、地域活性化に寄与	地域に関わりを持つ又は持つとする者と地域が協力するなどにより、一人ひとりの夢や希望が実現できる地域づくりを行い、地域活性化を図るとするか? (地域を住民や移り住む人(関係人口や交流人口)、訪れる人で築き上げることに寄与)
支援対象	移住者(定住者)	移住者(定住者)・関係人口など地域と関わりを持つ者とするか?
登録空家・農地	「移住促進特別区域」 農山漁村が主(DIDを除く)	「活性化区域(仮称)」 農山漁村その他市町村が地域活性化に取り組む地域とするか?
支援措置	区域内の空家・農地を登録 空家農地一体活用事業 不動産取得税の軽減 補助金の交付 (空家改修、移住支援、家財整理費等) 金利負担の軽減	継続 廃止 継続 サテライトオフィス・シェアオフィス等を支援対象とするか? 継続 廃止
特定空家に対する罰則		過料

# 関係人口とは

資料6

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。

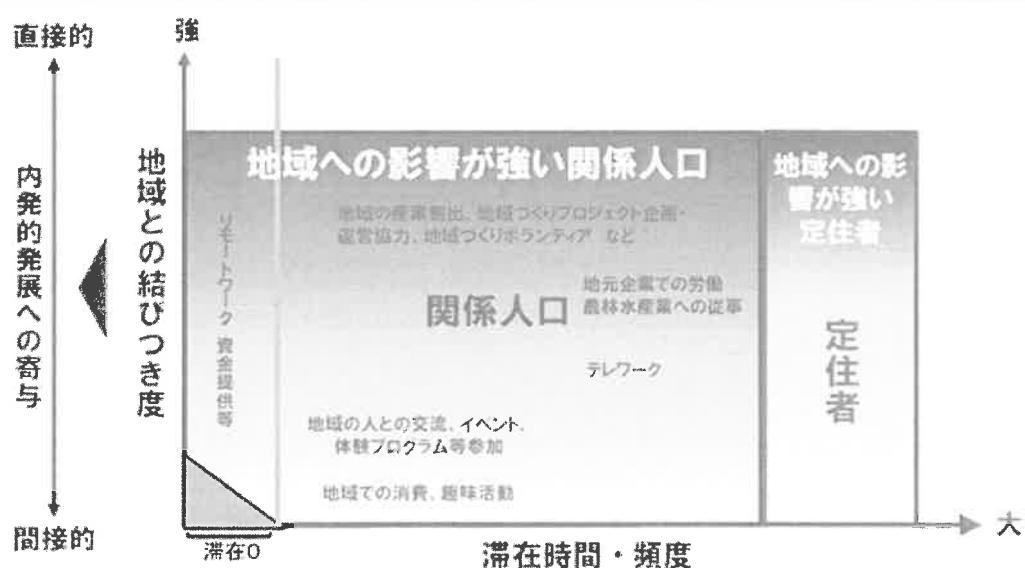
地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心へ、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。



## II-2 関係人口の地域との関わり

国土交通省

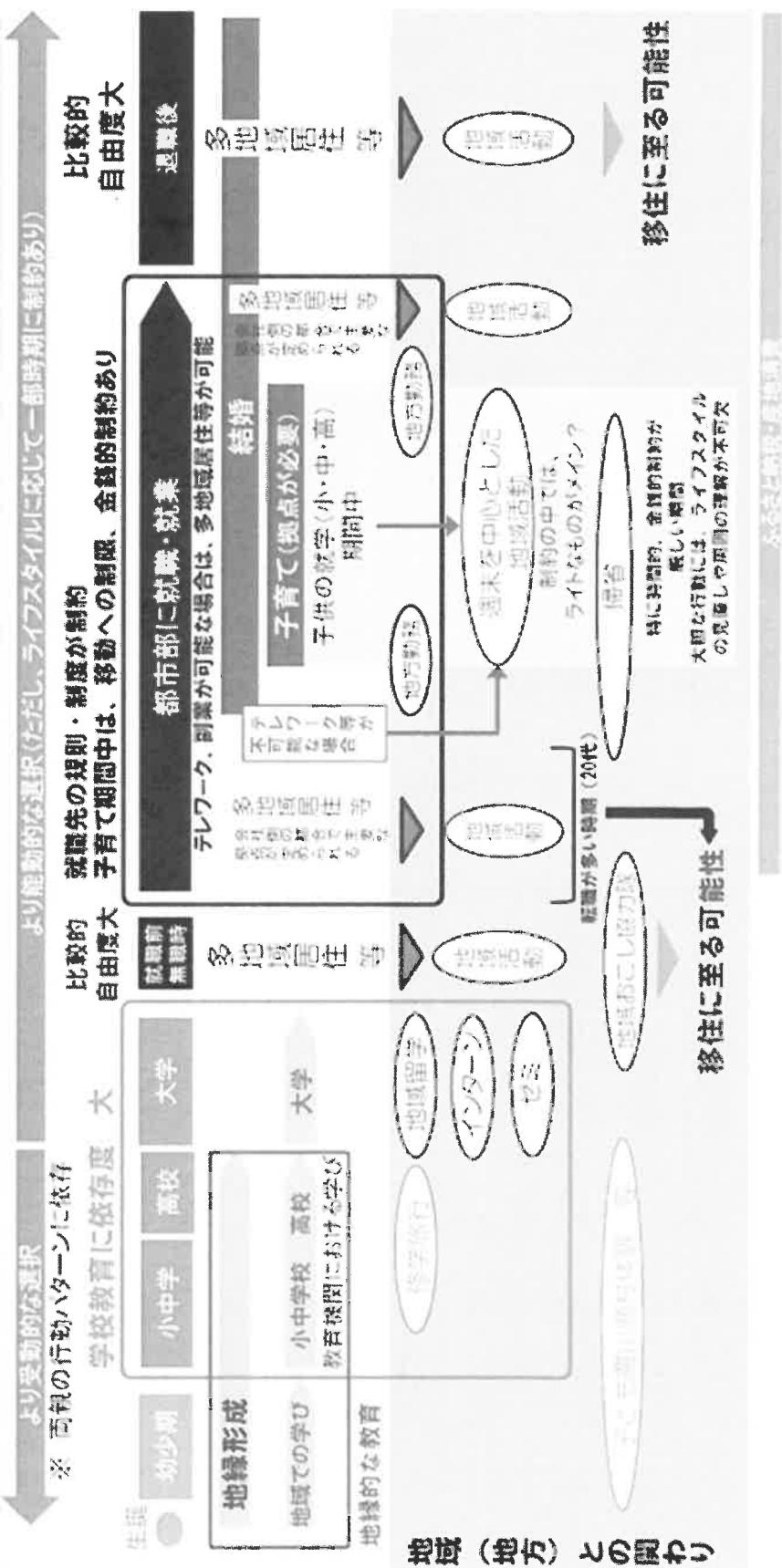
- **関係人口**には、地域の産業創出、地域づくりプロジェクト企画・運営協力、地域づくりボランティア活動等に参加する人から、地域においてテレワーク又は副業を行う人、地域の人との交流イベント、体験プログラム等に参加する人、地域での消費活動や趣味活動を楽しむ人など、様々な関わりを持つ人が存在する。
- 地域づくりにおいては、多種多様な**関係人口**が存在することが望ましいと考えられる。



出典:国土交通省 R2.7月「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」

## IV-6 ライフスタイルに応じた関係人口の可能性

- 現状では、多くの人はライフスタイルに応じて、様々な制約があり、特に移住を容易に行える期間は、大学卒業後から就職前、定年後等の限られた期間である可能性。
- よつて、地域づくりの担い手確保の視点からは、移住・定住を前提としないような関係人口の積極的な活用が必要。
- また、人生の移行期（トランジション期）を活用することにより、地域との距離を縮めることが可能となる。



出典：国土交通省R2.7月「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」

## II. 地域づくりと関係人口

- 関係人口は、人口減少・少子高齢化が進行する地方部における地域づくりの新たな担い手として期待されている。
- 地域にとって必要な関係人口、地域の活力の維持・向上に必要な活動力とは何かを議論。

### 〈重要な視点〉

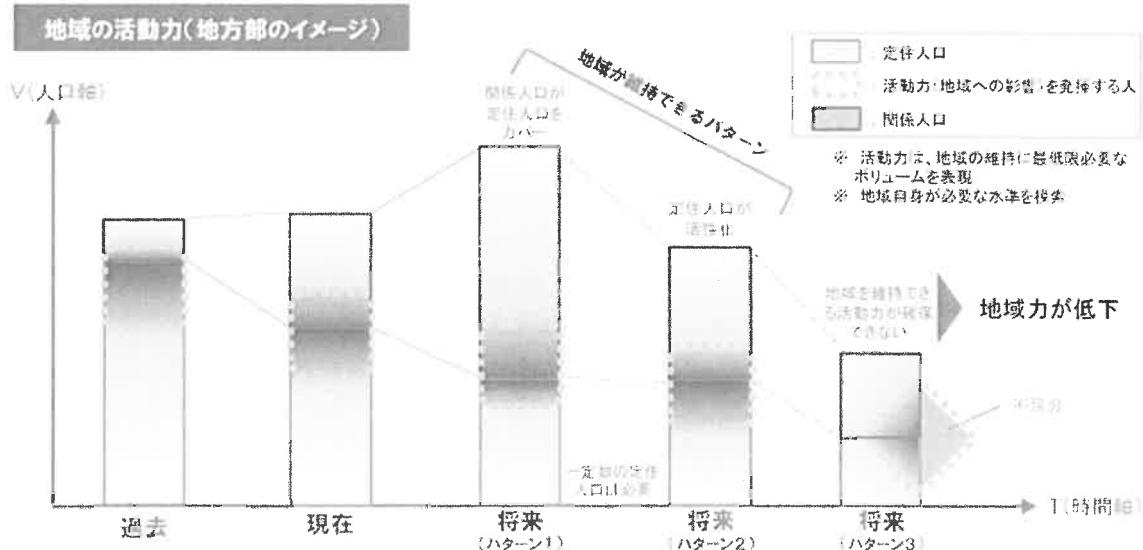
- どのような人たちに地域活動を担ってもらいたいのかを地域が考えることが重要
- 関係人口となる人が歩いているだけで、街が変容していく場合がある等、一見、地域に役立たないと思われる行動でも、地域にとって意味がある
- 地域の維持に必要となる定常的な活動量は存在せず、地域づくりにおいては人口減少等に適応した活動を行っていくもの

出典：国土交通省 R2.7月「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」

### II-1 地域の維持・向上に必要な活動力

国土交通省

- 少子高齢化が進行し人口が減少している地域にとっては、関係人口は新たな地域づくりの担い手として期待される存在である。
- 一方、地域の課題解決等に必要な「活動力」は、地域が求める水準に従って、地域ごとに異なると思料される。
- 地域づくりにおいては、地域自らが将来像を明確にし、どのように関係人口と協働して地域つくりを進めていくかをイメージすることが重要である。



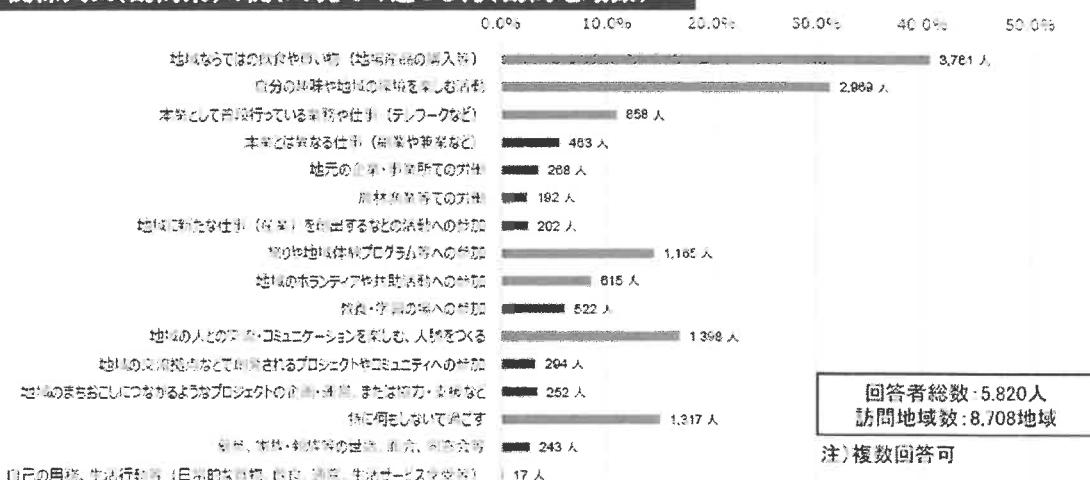
出典：国土交通省 R2.7月「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」

## II-3 関係人口と地域との関わりの実態

国土交通省

- 関係人口（訪問系）の関わり先での過ごし方については、地域ならではの飲食や買い物、自分の趣味や地域の環境を楽しむ活動を行っている人の割合が高い。
- また、地域の人との交流や人脈づくり、祭りや地域体験プログラムへの参加を行っている人がある程度の割合で存在する。
- 一定程度存在する「特に何もしないで過ごす」という人が地域に変容をもたらす可能性がある。

### 関係人口(訪問系)の関わり先での過ごし方(訪問地域数)



（出典）「地域との関わりについてのアンケート」（国土交通省、令和元年9月実施）（三大都市圏の関係人口、訪問地域数ベース）

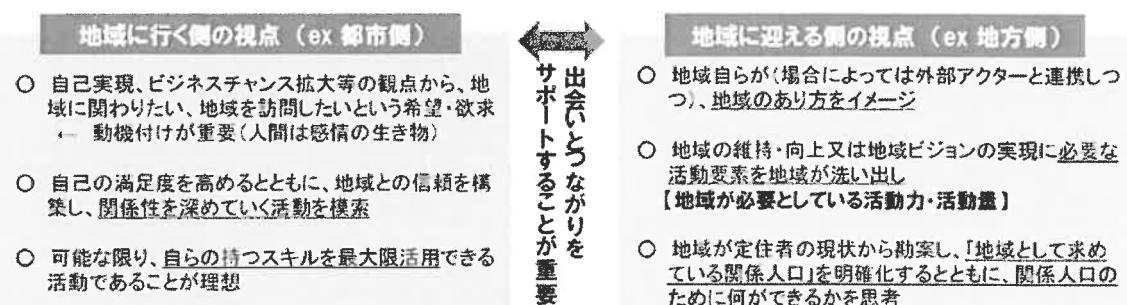
出典：国土交通省 R2.7月「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」

## II-4 関係人口と協働する地域づくり

国土交通省

- 地域の将来ビジョンを地域自らが定め、どのような関係人口を巻き込んでいくのかを明確にしていくことが重要（地域の維持・向上に必要となる定常的な活動力は存在しない）。
- ただし、内発的発展に直接寄与しない関係人口も地域に刺激を与える等、地域が変容していくきっかけとなることから、幅広い関わりを受け入れる土壤が求められる。
- 関係人口の拡大・深化には計画された偶発性が重要であり、関係人口化を図るためにプロセスを明確化しつつ、つながりを生み出すための「人」「場」「組織」を整備する必要。

### 活動力を提供する関係人口の拡大・創出に向けて



人と地域が出会い、つながることによって、相互が変容

出典：国土交通省 R2.7月「ライフスタイルの多様化等に関する懇談会」